| 2 番 | | 髙島 淳 | 議員 | |
|----------------|---------------|------------|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 質問タイトル | (大項目) | 質問項目 | 目(中項目) | 具体的質問内容(小項目) |
| 本市の空き家空 | き地対策につ | (1) 空き | 家の現在の状況 | ① 本市事業である空き家情報バンクについては平成 27 年から令和元年まで70件 |
| いて | | につい | ハて | の登録があり、そのうち31件の成約があったと聞いている。この結果をどの様 |
| 【質問趣旨】 | | | | に分析しているのか伺う。 |
| 近年、全国的 | に所有者が不 | | | |
| 明の空き家が増えてきてい | | | | ② 今後の展開として空き家情報バンクの登録を増やしていくことが第一と思われる |
| る。本市においても空き家の | | | | が、どの様な課題があり、その課題についてどの様に解決して行くのか伺う。 |
| 適正な管理は問題となってお | | | | |
| り、対応が求められている。 | | | | ③ 空き家情報バンクには登録されていないものも含めた本市全体の空き家を把握し |
| この様な空き家は適正に管理 | | | | なければ、根本的な対策はできないと考えるが、今後どの様に把握し対策を考え |
| されず、荒廃し、近隣の住民 | | | | るのか伺う。 |
| に不安を与えており社会問題 | | | | |
| となっている。また、所有者 | | | | |
| のわからない空 | | | | |
| 雑草が生い茂り、 | | | に管理されていな | ① 独り住まいの家主が亡くなったなどして空き家になり相続を放棄された家屋につ |
| 住処となったり、ゴミの不法 | | い空き家に~ | ついて | いては、樹木の繁茂などにより近隣の住民から不安の声などが聞かれる。民法9 |
| 投棄がされたりと、公衆衛生 | | | | 40条1項の定めるところにより、相続を放棄したとしても次の管理する者が現 |
| の観点から地域住民に対して | | | | れるまで、相続を放棄した者が管理しなければならないとある。しかしながら、 |
| | 大きな脅威となっている。そ | | | 相続を放棄された不動産についてはその後、管理されることなく放置されること |
| こで、本市においての空き家、 | | | が多い。行政として市民の安全を担保する具体的な対応が求められるが、これを | |
| | 空き地、耕作放棄地の対策に | | | どの様に解決して行くのか方針を伺う。 |
| ついて伺う。 | | | | |
| | | | | |
| | | | | (1 ページ) |

(1 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

| 2 番 | 髙島 淳 議員 | | |
|--------|---------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 質問タイトル | (大項目) | 質問項目(中項目) | 具体的質問内容(小項目) |
| | | | ② 適正に管理の行われていない、いわゆる特定空き家について、倒壊や、火事など著しく危険となる恐れのあるこれらの建物は、行政代執行によって解体することができるとなっている。所有者に対して後でその費用は請求されることとなるが、多くの場合、回収できないと察する。また、そうした場合、費用は税金から賄うことになり、件数が多くなれば財政を圧迫しかねない。特定空き家になる前に、所有者を特定し、対応しなければならないと感じるが、具体的にどう対策を立て実行するのか見解を伺う。 |
| | | (3)所有者のいない空き地について | ① 所有者が特定できていない空き地について、本市ではどの程度把握されているのか伺う。 |
| | | | ② 空き地では雑草が生い茂ったり、ゴミの不法投棄がされやすい場所となり、また野生動物の住処になるなどして地域においての公衆衛生に大きな不安要因となっている。どの様な対策がされているのか伺う。 |
| | | | ③ 空き地の中には耕作放棄地も含まれるが、この耕作放棄地についても同様の問題 か懸念される。本来の耕作地に戻すことが良いと考えるが、本市としてどの様な 対策がされているのか伺う。 |
| | | | ④ 今後これらの所有者のいない、わからない、空き地を有効活用するためにどの様な施策が必要と考えているか本市としての見解を伺う。 |

(2 ページ)

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 - 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 - 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。